

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	健康増進事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進に関する事務において、がん検診については専用システムを利用しているが、保守管理委託業者による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書に秘密保持に関する事項を含めるなどしている。

評価実施機関名

旭川市長

公表日

令和8年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<p>本市では健康増進法に基づきがん検診を実施しているが、その受診状況等を適切に管理するため、システムを利用し事務を行っている。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>・各種がん検診の受診等に関する事務</p> <p>【事務の内容】</p> <p>(1) 受診勧奨 住民基本台帳(以下「住基」という。)の情報を基に、必要に応じ、対象年齢となった者のがん検診の案内を送付する。</p> <p>(2) 繰越受診通知書の発行 該当のがん検診について、前年度受診対象者のうち前年度に受診しなかった者が受診を希望する場合は、受診可能であることを通知する。</p> <p>(3) がん検診記録の管理 医療機関等のがん検診を受けた市民の受診票等について、当該医療機関等から提出を受け、検診結果を入力・管理する。</p> <p>(4) 精密検査記録の管理 1次検診で要精密検査と診断された市民について、医療機関から連絡票の提出を受け、2次検診結果(精密検査結果)を入力・管理する。</p>
③システムの名称	がん検診システム、中間サーバー、中間サーバーコネクタ
2. 特定個人情報ファイル名	
がん検診台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の111の項 個人番号が利用することができる事務のうち健康増進事業に関する事務(事業の実施)が「市町村長」の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 2 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号)</p> <p>【情報提供】</p> <p>(1) 第2条の表について、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって第141条で定めるもの」が含まれる項(139の項)</p> <p>(2)第141条</p> <p>【情報照会】</p> <p>(1) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって第141条で定めるもの」が含まれる項(139の項)</p> <p>(2)第141条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	旭川市健幸保健部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	旭川市市民生活部まちづくり協働課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-9101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	旭川市健康保健部 健康推進課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎4階) 電話番号 0166-25-6315
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的ガイドライン」に従い、住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-5-② 所属長	健康推進課長 佐久間 功夫	健康推進課長	事後	
令和1年6月26日	IV-リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	
令和4年2月22日	I-4-① 情報連携実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年2月22日	I-4-② 法令上の根拠	(なし)	項目を追加	事前	
令和4年2月22日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事前	
令和4年2月22日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務づけられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務づけられる	事前	
令和7年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本市では健康増進法に基づきがん検診を実施しているが、その受診状況等を適切に管理するため、システムを利用し事務を行っている。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 各種がん検診の受診等に関する事務	本市では健康増進法に基づきがん検診を実施しているが、その受診状況等を適切に管理するため、システムを利用し事務を行っている。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ・各種がん検診の受診等に関する事務 【事務の内容】 (1) 受診勧奨 住民基本台帳(以下「住基」という。)の情報を基に、必要に応じ、対象年齢となった者にごがん検診のご案内を送付する。 (2) 繰越受診通知書の発行 該当のがん検診について、前年度受診対象者のうち前年度に受診しなかった者が受診を希望する場合は、受診可能であることを通知する。 (3) がん検診記録の管理 医療機関等でごがん検診を受けた市民の受診票等について、当該医療機関等から提出を受け、検診結果を入力・管理する。 (4) 精密検査記録の管理 1次検診で要精密検査と診断された市民について、医療機関から連絡票の提出を受け、2次検診結果(精密検査結果)を入力・管理する。	事後	記載を具体化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	がん検診・予防接種・結核健診システム	GPRIME健康管理システム(がん検診)、中間サーバー、中間サーバーコネクタ	事前	ガバメントクラウド移行に伴うシステム更改
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 個人番号が利用することができる事務のうち健康増進事業に関する事務(事業の実施)が「市町村長」の項	番号法第9条第1項 別表の111の項 個人番号が利用することができる事務のうち健康増進事業に関する事務(事業の実施)が「市町村長」の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2に関する事項 【情報提供】 (1) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(百二の二の項) 【情報照会】 (1) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(百二の二の項) 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供】、【情報照会】 (1) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成2年12月12日号外内閣府、務省令第7号)【第五十条】	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 2 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号) 【情報提供】 (1) 第2条の表について、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって第141条で定めるもの」が含まれる項(139の項) (2)第141条 【情報照会】 (1) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって第141条で定めるもの」が含まれる項(139の項) (2)第141条	事後	法改正に伴う修正
令和7年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	旭川市保健所健康推進課	旭川市健康保健部健康推進課	事後	機構改革に伴う変更
令和7年12月1日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	健康推進課長	事後	表現の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒070-8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎1階) 旭川市 市民生活部 市民活動課 市民参加推進係(市政情報コーナー) 0166-25-9101	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-9101	事後	機構改革に伴う変更 新庁舎移転に伴う変更
令和7年12月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒070-8525 旭川市7条通10丁目(第2庁舎3階) 旭川市保健所 健康推進課 0166-25-6315	旭川市健康保健部 健康推進課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎4階) 電話番号 0166-25-6315	事後	機構改革に伴う変更 新庁舎移転に伴う変更
令和7年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年12月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	(新設)	[十分である] 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的ガイドライン」に従い、住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	事前	様式変更に伴う追記
令和7年12月1日	IV リスク対策 9. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	事前	ガバメントクラウド移行に伴うシステム更改等による変更
令和7年12月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新設)	[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	様式変更に伴う追記
令和7年12月1日	全体	読点の修正(「, 」→「, 」への修正)	読点の修正(「, 」→「, 」への修正)	事後	本市の規程の改定に伴う改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	GPRIME健康管理システム(がん検診)、中間サーバー、中間サーバーコネクタ	がん検診システム、中間サーバー、中間サーバーコネクタ	事前	本市の機構改革に伴う修正
令和8年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	旭川市健康保健部健康推進課	旭川市健幸保健部健康推進課	事前	本市の機構改革に伴う修正
令和8年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-9101	旭川市市民生活部まちづくり協働課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-9101	事前	本市の機構改革に伴う修正
令和8年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	旭川市健康保健部 健康推進課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎4階) 電話番号 0166-25-6315	旭川市健幸保健部 健康推進課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎4階) 電話番号 0166-25-6315	事前	本市の機構改革に伴う修正
令和8年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和7年10月1日時点	令和8年4月1日時点	事前	
令和8年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年10月1日時点	令和8年4月1日時点	事前	